



2025

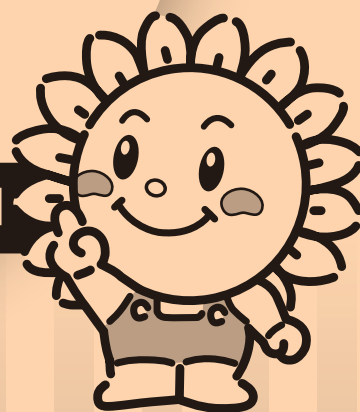
Wai! Wai! Point

わい!わい!

ポイント制度

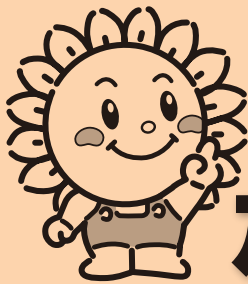
ご案内

2025年4月1日～2026年3月31日



ひと・夢 いいね。

 **JAひまわり**



Wai! Wai! Point わい!わい! ポイント制度のご案内



わい!わい!ポイント制度の概要

「わい!わい!ポイント制度」は、JAひまわりの事業を利用された組合員・利用者の方へ、利用状況に応じてポイントが付きます。そのポイントをポイントカードに貯めていただき、JAの店舗でご使用していただく制度です。

会員資格

会員申込みされた方。

カードの発行

本人名義のカードを**1枚限り**発行いたします。

発行手数料・年会費

入会時のカード発行手数料及び年会費は**無料**です。

カードの紛失・盗難等

カードの紛失・盗難等の場合、最寄りの店舗に喪失届を提出してください。再発行には**800円**の手数料が必要となります。(カード破損等による再発行の場合は既存のカードをご提出いただければ無料)

※再発行後、以前のカードは無効になりますが、貯まったポイントはそのまま引き継ぎます。

※再発行期間中の店舗(グリーンセンター・産直ひろば、Aコープ)利用の際はレジにて電話番号検索によりポイント付与いたします。

※再発行後、旧カードが見つかった場合、必ずJA窓口へ提出してください。

※再発行手続きお申込み後、旧カードが見つかった場合でも手数料の返金はできません。

「わい!わい!ポイント制度」に関するお問い合わせ先

総合企画部 経理電算課 TEL (0533) 85-3171(代)

●ポイントカードの一時停止について

次のいずれかに該当する場合、自動的にポイントカードが一時停止となります。一時停止となった場合、ポイント記録端末にカードをかざすことで解除できます。

- ①最初にカードを発行してから**2年間**カードを未使用だった場合
- ②最後に店頭ポイントの付与もしくはポイント使用した日から**2年間**カードを使用しなかった場合
- ③最後にポイント記録をした日から**2年間**カードを使用しなかった場合

●ポイントの失効について

5年間未使用だった場合、年度末に会員資格を喪失します。



ポイントの貯め方

付与対象事業名	付与方法
グリーンセンター・産直ひろば	店頭(即時)ポイント
Aコープ	
ガソリンスタンド	
信用事業	後方(後日)ポイント
燃料事業	

※店頭(即時)ポイントは、グリーンセンター(豊川・一宮・音羽)、産直ひろば御津、Aコープ(小坂井店)、での買い物の際、レジ精算時にその場でポイントが付きます。ガソリンスタンドでは、給油した際にその場でポイントが付きます。

※後方(後日)ポイントは、「わい!わい!ポイント制度のご案内」の付与基準に該当する利用をされた際、同案内に記載の「付与日」以降に、ご自分でポイントカードにポイントの記録をすることで使用できます。

※ポイントの記録は、ポイント記録端末もしくは本支店、営農センター窓口でできます。ポイント記録端末設置店舗は裏表紙をご参照ください。

**各事業のポイント加算は、
次頁以降のポイント付与基準のとおりです。**

※ご本人名義のお取り引きが対象となります。

※ご家族名義の取引は合算できません。

※その他、キャンペーンイベント時期に随時行うポイント加算があります。(キャンペーン・イベントについては、その都度、店頭・広報誌等に掲載告知をいたします)

各事業のポイント付与基準

グリーンセンター 産直ひろば・Aコープ

付与対象項目	ご利用金額
付与日	即時

●各店舗でお買い物をされるとその場でポイントが加算

- 地元の農家の方が出荷している野菜・果物などは、
100円につき1ポイント



100円 → 1P

- それ以外の商品は、200円につき1ポイント



200円 → 1P

- 店舗事業では、レジ精算時に、カードを提出していただいた方にポイントを付与します。
※一部ポイント対象外の商品がありますので、店頭でご確認下さい。

●各店舗での水曜日のお買物はポイント3倍！

- 店舗事業では毎週水曜日にポイント3倍デーを開催します。(水曜日が定休日の場合は、前日の火曜日にポイント3倍デーを開催します)

信用事業

付与対象項目	毎月末のお取引状況
付与日	2カ月後の月末

- 信用事業では、月末の定期性貯金残高に応じた「基礎ポイント表」をもとに加算基準に応じたポイントが2カ月後の月末に付きます。

1. 次の基準に従い基礎ポイントがつかます。

基礎ポイント表

項目	利用状況	ポイント数	
		組合員	組合員以外
定期性貯金残高	1,000万円以上	40	20
	600万円以上1,000万円未満	30	15
	300万円以上600万円未満	15	8
	100万円以上300万円未満or住宅ローン利用者	10	5

あなたの基礎ポイントは ポイントです

2. さらに契約の利用状況に応じて基礎ポイントが増加！

加算基準表

契約名	利用状況
1. 振込	給与振込もしくは年金振込(公的年金)※1
2. 振替	JAカードもしくは公共料金と税金のうち(3種類以上)※2
3. 投資信託	投資信託口座(残高有)
4. 各種会員等	やすらぎ会員、マイホーム倶楽部会員、JAネットバンク口座

※1. 給与振込の方法によっては対象外となる場合があります。

※2. クレジットカードによる振替は対象となりません。ガス会社によっては対象とならないことがあります。

契約数と付与ポイント

加算される基礎ポイントの倍率は、上記1～4が
未契約の場合は1倍、契約数1件で2倍、契約数
2件で3倍、契約数3件以上で4倍となります。

あなたの加算は

倍です

基礎ポイント × 加算 = 2か月後の月末にポイントが付きます

ポイント × 倍 = ポイント

- 新規口座開設

300P

※信用事業取引開始時に限ります。



ガソリンスタンド

付与対象項目	ご利用金額
付与日	即時

- ガソリンスタンドでは、ガソリン(ハイオク・レギュラー)や軽油・灯油、タイヤ交換・オイル交換・洗車等を利用する毎にポイントが付きます。

- ガソリン・軽油・灯油

2ℓ → 1P
につき

- ガソリン・軽油・灯油
以外のご利用

500円 → 1P
につき

- ガソリンスタンドでは、ハイオクガソリン・レギュラーガソリン・軽油・灯油・油外商品(タイヤ・オイル交換・洗車等)については精算機にてカードをかざしていただいた方にポイントを付与します。



ここにカードを置いてください



燃料事業

付与対象項目	毎月のご利用金額
付与日	翌月15日

●プロパンガス

毎月、利用金額に応じてポイントが付きます。

※クレジットカード及びJAひまわり以外の口座からの引き落としの場合はポイントが付きません。

ガス器具等購入金額(税抜)に応じてポイントが付きます。

- プロパンガス使用料金(税抜)

300円 → 1P
につき

- ガス器具等購入金額(税抜)

500円 → 1P
につき

- 新規契約ポイント
※賃貸住宅除く。

1000P

●配送灯油

利用する毎にポイントが付きます。

※営農灯油についてはポイントが付きません。

- 配送灯油

2ℓ → 1P
につき

※クレジットカード及びJAひまわり以外の口座からの引き落としの場合はポイントが付きません。



ポイントの使い方

ポイントの使い方 1 お買い物に使う

- 各店舗でお買い物をしたレジ精算時に
1ポイント1円の値引き

1P ≡ 1円

利用可能店舗

グリーンセンター
産直ひろば
Aコープ
ガソリンスタンド

- 購買窓口にて肥料、農薬、飼料、園芸資材（施設資材を除く）、種苗の購入時の商品値引き（予約、配送扱いを除く）
※未収口座開設している方は、買掛けでもポイント値引きができます（ただし、グリーンセンターは現金扱いのみが対象となります）。

利用可能店舗

営農資材センター、西部営農センター

- ガス器具等購入時の商品値引き（店頭での購入に限る）

利用可能店舗

生活センター（燃料課）

ポイントの使い方 2 抽選会に使う

- ポイントを抽選券と交換してくじ引きをするお楽しみ抽選会（グリーンセンター・産直ひろば）

※開催日は店頭・組合員向け広報誌等でご案内致します。

ポイントの使い方 3 地元農産物との交換に使う

- ポイント商品交換キャンペーン

JAひまわり管内の旬の野菜や果物をポイントと交換して地域農業を応援しよう！

※詳細はキャンペーンチラシをご参照ください。

ポイント記録端末について

ポイント記録端末設置店舗は？

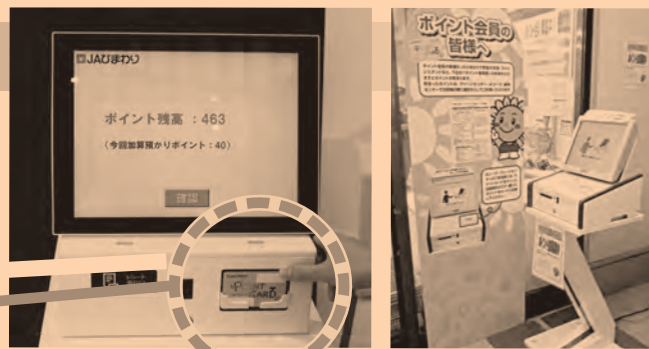
グリーンセンター・産直ひろばとAコープ、本店、三蔵子支店・牛久保支店・睦美支店・八幡支店・一宮支店の店内に設置してあります。

ポイントの記録の仕方は？

カードの絵が描かれた部分にポイントカードをかざすだけ！
貯まっているポイントがカードに記録されます。

その他

- カードの持ち主が『いつ』『どのような事業を利用して』『何ポイント付いた』のか、過去3カ月の利用状況が確認できるようになっています。
- ポイントは付与日以降、いつでも記録できます。
- スロットキャンペーン時は、すぐにカードを離さないでください。エラーとなる場合があります。



スロットキャンペーン!

8月1～100ポイントが当たるチャンス!

期間中、ポイント記録端末でポイントスロットしよう! 使用方法は、ポイント記録端末にカードをかざすだけです。無料で参加できます。

※詳細は店頭・組合員向け広報誌等でご案内いたします。

ホームページからのポイント残高およびポイント履歴の確認

当JAのホームページより残高照会および履歴の確認ができます。確認方法は以下の通りです。



- 1 ホームページの「わい!わい!ポイントポイント残高照会」のバナーを押下



- 2 ポイントID（ポイントカード記載の16けたの数字）およびパスワード（生年月日の西暦・月・日 ※ログイン後、変更可能）の入力



- 3 ポイント残高およびうち未記帳残高が表示されます。「履歴照会」を押下することで直近の履歴確認ができます。

J Aひまわり「わい！わい！ポイント制度」 会員規約

（目的）

本規約は、J Aひまわり「わい！わい！ポイント制度」会員（以下「会員」という）とひまわり農業協同組合（以下「当組合」という）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、J Aひまわり「わい！わい！ポイント制度」（以下、「ポイント制度」という）に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員

（会員定義）

会員とは、本規約を承認の上、当組合に対しポイント制度の入会申込書を提出した方のうち、所定の手続が完了した方をいいます。

なお、当組合が定めた時点において、既に当組合の組合員である方は、入会の申し込み手続を経ずに会員になることができます。

第2条 ポイントカード（以下、「カード」という）の発行と取扱

（1）（カードの発行・貸与）

カードは、第1条の会員に対し、会員証として、本人に1枚限り発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当組合に属します。

（2）（カードの使用等の制限）

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

（3）（発行手数料・年会費）

入会時のカード発行手数料及び年会費は無料です。

第3条 ポイントの付与と残高確認

（1）（ポイント付与方法）

ポイントの付与は店頭付与と後方付与があります。

店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントを付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、会員自ら当組合の店舗等でカードにポイントを記録することで使用可能となります。

（2）（ポイント付与基準）

付与されるポイントの内容及び取扱いは、当組合所定の「わい！わい！ポイント制度ポイント基準表」のとおりです。

ただし、「わい！わい！ポイント制度 ポイント基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとし、

（3）（カード不携帯時の店頭ポイントの扱い）

カード不携帯時の特例として、精算前の会員からの申し出により、後日付与する場合もあります。

（4）（ポイント残高の確認）

ポイント残高は、レシート、カードの利用が可能な店舗、ポイント記録端末にてご照会頂けます。

ただし、一部店舗及び事業では、ポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第4条 ポイントの使い方等

（1）（ポイントの使用）

会員が獲得したポイントは当組合所定の方式により使用することができます。

ただし、使用方式については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

（2）（カード提示）

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとし、

（3）（現金との引換）

如何なる場合もポイントは現金との引換はできません。

（4）（返品・取消時の処理）

会員が購入した商品及びサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等にカードを提示するものとし、その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。

（5）（ポイント残高がマイナスの場合の扱い）

第4項により、ポイント相当数が減算されカードのポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて清算させて頂くことがあります。

（6）（ポイント制度の一時停止）

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できなくなる場合があります。

第5条 ポイントの譲渡等

（ポイントの譲渡等の制限）

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。ただし、会員が死亡した場合等に限り譲渡することができます。

第6条 ポイントの有効期限

（ポイントの有効期限）

ポイントには、原則として有効期限がありません。ただし、会員資格の取消・喪失、その他組合が必要と判断した場合の全てのポイントは失効するものとし、

第7条 カードの紛失・盗難等

（1）（紛失時の届出、再発行料）

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員は、ただちに当組合へ通知するとともに、喪失届を提出するものとし、当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しますが、この際、カードの再発行手数料として800円の負担

を頂きます。但し、カードの破損等で利用が困難な場合は、お手元のカードをご持参いただければ無料で再発行致します。また、カードの再発行により、以前に発行されたカードは無効になりますが、会員が当該カードを発見した場合には、速やかに発見届とともに発見したカードを当組合に提出するものとします。なおカード再発行手続きお申込後に旧カードを発見した場合でも手数料の返金はできません。

（2）（再発行時の本人確認、ポイント移行）

カードの再発行に際しては、会員は、本人と確認できるものを持参することとします。旧カードと新たなカードの会員が同一会員である事が認められた場合に限り、ポイントの移行を行うことができます。

（3）（不正な利用等）

次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上で引渡し頂くものとします。

①不正な方法によりカードを取得し使用した場合

②カードが改竄、偽造または変造されたものである場合

③その他、本カードが不正に利用された場合

（4）（カードの機能停止）

カードのポイント機能は、不正利用防止のため、最後に使用した日の翌日から2年経過した日に機能停止します。機能停止したカードをお持ちの場合は、当組合にお問い合わせ下さい。

（5）（免責事項）

カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、また、カードを用いて事業利用をした場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 会員資格の取消・喪失

（会員資格の取消・喪失）

会員は、次の各号のいずれかひとつに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したときは、ポイント残高はすべて失効するものとします。ただし、会員が死亡した場合等に限り譲渡することができます。

①会員が最後にカードを用いてポイント付与又は使用した日の翌日から5年間を経過する日が属する年度末。

②本規約に違反したとき。

③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき。

④会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。

⑤会員が組合の事業、施設の利用に当たり暴力団等反社会的勢力を同伴し、または暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。

⑥会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき。

第9条 届出事項の変更

（届出事項の変更）

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届出るものとします。

なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第10条 個人情報の収集・保有・利用

（1）（会員の同意）

会員は加入にあたり以下の第2項から第5項について同意するものとします。

（2）（情報範囲）

当組合は、当組合が以下の情報を保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報

②利用商品やサービスの種類、契約日、取引金額、期日等の利用・取引に関する情報

（3）（利用目的）

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

①当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発

②当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業、及び付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発

（4）（法令等に基づく情報提供）

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

（5）（個人情報の委託）

当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第11条 退会

（退会）

会員は、当組合へ退会を申出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。

退会により、会員資格を喪失し、ポイント残高は消滅するものとします。退会後1年間 は入会申込手続きができません。

第12条 規約の変更

（1）（規約の変更）

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

なお本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

（2）（ポイント制度の運用の中断・終了）

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

（3）（規約変更等による免責）

第1項又は第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。

ポイント記録端末設置店舗



● 本	蔵	子	支	店	豊川市諏訪1丁目1番地	0533-85-3173
● 三	久	保	支	店	豊川市三蔵子町北浦28番地	0533-84-2255
● 牛		美	支	店	豊川市牛久保駅通4丁目1番の1	0533-85-6822
● 睦		川	支	店	豊川市三谷原町北浦68番地の1	0533-85-1886
● 豊		幡	支	店	豊川市豊川町止通17番地の1	0533-86-8145
● 八		ゆ	支	店	豊川市八幡町亀が坪24番地の1	0533-87-3211
● こ	う	宮	支	店	豊川市御油町堺畑26番地の6	0533-87-2195
● 一		羽	支	店	豊川市大木町鎌水321番地の2	0533-93-3535
● 音		津	支	店	豊川市赤坂町松本274番地	0533-87-2191
● 御		井	支	店	豊川市御津町西方松本87番地の2	0533-76-2131
● 小	坂		支	店	豊川市小坂井町門並18番地	0533-78-3141
● ロ ー ン セ ン タ ー					豊川市牛久保駅通4丁目1番の1	0533-56-7770
● 総 合 集 出 荷 セ ン タ ー					豊川市三上町西河原100番地	0533-85-1234
● 営 農 資 材 セ ン タ ー					豊川市三上町雨谷口34	0533-85-1885
● 西 部 営 農 セ ン タ ー					豊川市御津町上佐脇西区75番地	0533-76-3557
● グ リ ー ン セ ン タ ー 豊 川					豊川市馬場町上石畑65番地	0533-85-8318
● グ リ ー ン セ ン タ ー 一 宮					豊川市東上町松本227番地	0533-93-6111
● グ リ ー ン セ ン タ ー 音 羽					豊川市赤坂町大日6番地	0533-88-6600
● 産 直 ひ ろ ば 御 津					豊川市御津町西方松本67番地	0533-76-2135
● 生活センター（燃料課：LPガス）					豊川市馬場町上石畑65番地	0533-89-5558
● 生活センター（燃料課：灯 油）					豊川市馬場町上石畑65番地	0533-85-5121
● A コ ー プ 小 坂 井 店					豊川市小坂井町門並18番地	0533-78-3381
● 睦美セルフガソリンスタンド					豊川市三谷原町北浦68番地の1	0533-84-3524
● 赤塚セルフガソリンスタンド					豊川市市田町下中野8番地の5	0533-83-8607
● 一宮セルフガソリンスタンド					豊川市大木町鎌水333番地の1	0533-93-2064
● 東上セルフガソリンスタンド					豊川市東上町松本227番地	0533-93-5410
● 西部セルフガソリンスタンド					豊川市御津町上佐脇西区58番地の3	0533-75-3711
● 小坂井セルフガソリンスタンド					豊川市宿町光道寺9番地の2	0533-78-2711

ひと・夢 いいね。

 JAひまわり